

39	37
40	38
41	39
42	40
43	40
44	41
45	42
46	43
47	44
48	45
49	46
50	47
51	48
52	48
53	49
54	50
55	51
56	51
57	52
58	53
59	54
60	55
61	55
62	56
63	57
64	58
65	59
66	59
67	60
68	61
69	62
70	63
71	63
72	64
73	64
74	65
75	66
76	66
77	67
78	68
79	68
80	69
81	69
82	70
83	71
84	71
85	72
86	73
87	74
88	75
89	76
90	77
91	77
92	78
93	79
94	79
95	80
96	81
97	81
98	82

99	83
100	83
101	84
102	85
103	86
104	87
105	87
106	88
107	89
108	90
109	90
110	91
111	92
112	93
113	94
114	94
115	95
116	96
117	97
118	98
119	99
120	100
121	101
122	102
123	103
124	103
125	104
126	105
127	106
128	107
129	108

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第三百三十三号

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十四年法律第四十八号」の下に「。以下「法」という。」を、「第二項」の下に、「第四条、第六条第二項」を、「第七条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(任期を定めた採用)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第二条の二 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の特例)

第二条の三 法第六条第二項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 前条第一項第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定

めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であつて、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

二 あらかじめ三年を超える任期を定めて従事させる必要がある業務に従事させる場合

第三条中「前条各項」を「第二条各項又は第二条の二各項」に改める。  
第四条第一項の表を次のように改める。

号	給	給	料	月	額
一					三七六、九〇〇円
二					四二四、六〇〇円
三					四七五、三〇〇円
四					五四二、〇〇〇円
五					六一七、七〇〇円
六					七〇三、二〇〇円
七					七九三、〇〇〇円

第四条中第六項を第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二条の二各項の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額は、給与条例別表第一イの項の表備考3に掲げる額とする。

第五条中「百分の百四十」を「百分の百五十二・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第六条に次の一項を加える。

2 給与条例第六条第二項から第八項まで及び学校職員給与条例第八条第二項から第七項までの規定は、第二条の二各項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

第七条中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に、「第二条各項」を「第二条各項及び第二条の二各項」に、「同条第二項」を「第二条第二項」に改める。

第二条 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次の

ように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
一	三七〇、五〇〇円
二	四一七、五〇〇円
三	四六七、二〇〇円
四	五三二、八〇〇円
五	六〇七、二〇〇円
六	六九一、〇〇〇円
七	七七七、〇〇〇円

第五条第一項中「第十八条の三第一項及び第二項」を「第十八条の三第一項及び第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第四条第一項の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。  
(期末手当に関する特例措置)
- 平成二十六年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第五条の規定の適用については、同条中「百分の百六十七・五」とあるのは、「百分の百八十」とする。  
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて平成二十六年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三百三十四号

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
一	三九三、八〇〇円
二	四四二、六〇〇円
三	五〇二、三〇〇円
四	五七〇、〇〇〇円
五	六三五、五〇〇円
六	七〇三、二〇〇円

第七条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額
一	三〇九、四〇〇円
二	三三六、二〇〇円
三	三六五、一〇〇円

第八条中「百分の百四十」を「百分の百五十二・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二条 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次

のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額額
一	三八七、一〇〇円
二	四三五、一〇〇円
三	四九三、八〇〇円
四	五六〇、三〇〇円
五	六二四、七〇〇円
六	六九一、〇〇〇円

第七条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額額
一	三〇四、一〇〇円
二	三三〇、五〇〇円
三	三五八、九〇〇円

第八条中「第十八条の三第一項及び第二項」を「第十八条の三第一項及び第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第七条第一項及び第二項の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

3 平成二十六年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百六十七・五」とあるのは、「百分の百八十」とする。

(給与の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて平成二十六年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十二月十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三百三十五号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項第一号中「百分の六十七・五」を「百分の八十」に、「百分の八十七・五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の三十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に改める。  
別表第一を次のように改める。

別表第一 (第7条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,300	178,400	246,900	271,500	336,000	382,800
	2	147,800	180,500	249,100	273,800	338,500	385,200
	3	149,300	182,700	251,300	276,100	341,000	387,600
	4	150,800	184,900	253,600	278,400	343,500	389,900
	5	152,300	187,100	255,900	280,800	346,000	392,200
	6	154,000	189,300	258,200	283,200	348,500	394,600
	7	155,700	191,500	260,500	285,500	351,000	396,900
	8	157,500	193,700	262,800	287,900	353,400	399,100
	9	159,300	195,900	265,200	290,300	355,800	401,300
	10	161,100	198,100	267,500	292,700	358,200	403,600
	11	163,000	200,300	269,800	295,200	360,500	405,800
	12	165,000	202,600	272,100	297,700	362,800	408,000
	13	167,000	205,000	274,500	300,200	365,100	410,200
	14	169,100	207,300	276,900	302,700	367,500	412,400
	15	171,300	209,600	279,200	305,200	369,800	414,600
	16	173,500	211,900	281,600	307,700	372,100	416,700
	17	175,800	214,300	284,000	310,200	374,400	418,800
	18	178,200	216,800	286,500	312,600	376,700	420,900
	19	180,700	219,200	289,000	315,100	378,900	423,000
	20	183,200	221,600	291,400	317,500	381,100	425,100
	21	185,600	223,900	293,800	319,900	383,300	427,200
	22	187,000	226,200	296,200	322,300	385,500	429,400
	23	188,400	228,400	298,600	324,700	387,600	431,500
	24	189,900	230,700	301,000	327,100	389,700	433,500
	25	191,300	233,000	303,400	329,500	391,800	435,500
	26	192,700	235,300	305,800	331,900	393,900	437,600
	27	194,100	237,600	308,200	334,300	396,000	439,700
	28	195,500	239,800	310,500	336,700	398,000	441,700
	29	197,000	242,000	312,800	339,000	400,000	443,800
	30	198,500	244,200	315,000	341,400	402,100	445,800
	31	200,000	246,400	317,200	343,700	404,200	447,800
	32	201,600	248,700	319,400	346,000	406,200	449,800
	33	203,200	250,900	321,600	348,300	408,200	451,800
	34	204,700	253,100	323,800	350,600	410,300	453,800
	35	206,200	255,300	326,000	352,900	412,300	455,700
	36	207,800	257,500	328,200	355,200	414,300	457,600
	37	209,400	259,700	330,400	357,500	416,200	459,500
	38	211,000	261,900	332,600	359,800	418,200	461,300
	39	212,500	264,100	334,800	362,100	420,100	463,100
	40	214,100	266,300	337,000	364,300	422,000	464,900
	41	215,800	268,500	339,200	366,400	423,900	466,700
	42	217,600	270,800	341,400	368,500	425,900	468,500
	43	219,500	273,000	343,600	370,600	427,800	470,300
	44	221,400	275,200	345,700	372,700	429,700	472,100
	45	223,200	277,300	347,800	374,800	431,600	473,800
	46	224,900	279,500	350,000	376,900	433,500	475,500
	47	226,600	281,700	352,100	379,000	435,400	477,200
48	228,300	283,900	354,200	381,000	437,200	478,900	

49	229,900	286,000	356,300	383,000	439,000	480,600
50	231,600	288,200	358,300	385,000	440,800	482,400
51	233,300	290,400	360,300	387,000	442,500	484,100
52	234,900	292,600	362,300	389,000	444,200	485,800
53	236,500	294,700	364,300	391,000	445,900	487,400
54	238,200	296,900	366,300	392,900	447,500	489,100
55	239,800	299,100	368,300	394,800	449,100	490,700
56	241,400	301,300	370,200	396,700	450,700	492,200
57	243,000	303,400	372,100	398,600	452,300	493,700
58	244,600	305,500	374,000	400,400	453,800	494,900
59	246,100	307,600	375,800	402,200	455,300	496,100
60	247,600	309,700	377,600	403,900	456,800	497,200
61	249,100	311,800	379,400	405,500	458,200	498,300
62	250,600	313,900	381,000	407,200	459,500	499,300
63	252,100	316,000	382,600	408,900	460,700	500,300
64	253,600	318,000	384,100	410,600	461,900	501,100
65	255,100	319,900	385,600	412,200	463,000	501,900
66	256,700	321,900	387,000	413,800	464,000	502,700
67	258,200	323,800	388,400	415,400	464,900	503,400
68	259,700	325,700	389,700	416,900	465,800	504,100
69	261,100	327,600	391,000	418,300	466,700	504,800
70	262,600	329,500	392,300	419,700	467,600	505,400
71	264,100	331,300	393,500	421,100	468,400	506,000
72	265,600	333,000	394,700	422,500	469,200	506,600
73	267,000	334,700	395,900	423,800	469,900	507,200
74	268,500	336,500	396,900	425,100	470,500	507,700
75	269,900	338,200	397,900	426,400	471,100	508,200
76	271,300	339,900	398,900	427,600	471,600	508,700
77	272,700	341,600	399,800	428,700	472,100	509,200
78	274,200	343,300	400,700	429,800	472,600	509,700
79	275,600	345,000	401,500	430,900	473,100	510,200
80	276,900	346,600	402,300	431,900	473,600	510,700
81	278,200	348,100	403,100	432,900	474,100	511,200
82	279,500	349,600	403,700	433,800	474,600	511,700
83	280,900	351,000	404,300	434,700	475,100	512,200
84	282,200	352,500	404,800	435,500	475,600	512,700
85	283,600	353,900	405,200	436,200	476,100	513,200
86	284,900	355,200	405,700	436,700	476,600	
87	286,200	356,400	406,100	437,200	477,100	
88	287,500	357,600	406,500	437,600	477,600	
89	288,800	358,700	406,900	438,000	478,100	
90	290,000	359,800	407,400	438,500	478,600	
91	291,200	360,800	407,800	438,900	479,100	
92	292,400	361,800	408,200	439,300	479,600	
93	293,600	362,700	408,600	439,600	480,100	
94	294,800	363,500	409,000	440,000	480,600	
95	296,000	364,300	409,400	440,400	481,100	
96	297,200	365,100	409,800	440,800	481,600	
97	298,300	365,900	410,200	441,200	482,100	
98	299,500	366,700	410,600	441,600	482,600	
99	300,600	367,400	411,000	442,000	483,100	
100	301,700	368,000	411,400	442,400	483,600	
101	302,800	368,600	411,800	442,800	484,100	
102	303,900	369,300	412,200	443,200		
103	305,000	370,000	412,600	443,600		
104	306,100	370,600	413,000	444,000		

105	307, 100	371, 200	413, 400	444, 400
106	308, 100	371, 700	413, 800	444, 800
107	309, 000	372, 200	414, 200	445, 200
108	309, 900	372, 700	414, 600	445, 600
109	310, 800	373, 100	415, 000	446, 000
110	311, 600	373, 500	415, 400	446, 400
111	312, 400	373, 900	415, 800	446, 800
112	313, 100	374, 300	416, 200	447, 200
113	313, 700	374, 700	416, 600	447, 600
114	314, 300	375, 100	417, 000	448, 000
115	314, 900	375, 500	417, 400	448, 400
116	315, 500	375, 900	417, 800	448, 800
117	316, 000	376, 300	418, 200	449, 200
118	316, 600	376, 700	418, 600	449, 600
119	317, 200	377, 100	419, 000	450, 000
120	317, 800	377, 500	419, 400	450, 400
121	318, 300	377, 900	419, 800	450, 800
122	318, 800	378, 300	420, 200	451, 200
123	319, 300	378, 700	420, 600	451, 600
124	319, 800	379, 100	421, 000	452, 000
125	320, 200	379, 500	421, 400	452, 400
126	320, 600	379, 900	421, 800	452, 800
127	321, 000	380, 300	422, 200	453, 200
128	321, 400	380, 700	422, 600	453, 600
129	321, 800	381, 100	423, 000	454, 000
130	322, 200	381, 500	423, 400	454, 400
131	322, 600	381, 900	423, 800	454, 800
132	323, 000	382, 300	424, 200	455, 200
133	323, 400	382, 700	424, 600	455, 600
134	323, 800	383, 100	425, 000	
135	324, 200	383, 500	425, 400	
136	324, 600	383, 900	425, 800	
137	325, 000	384, 300	426, 100	
138	325, 400	384, 700	426, 500	
139	325, 800	385, 100	426, 900	
140	326, 200	385, 500	427, 300	
141	326, 600	385, 900	427, 600	
142	327, 000	386, 300	428, 000	
143	327, 400	386, 700	428, 400	
144	327, 800	387, 100	428, 800	
145	328, 200	387, 500	429, 100	
146	328, 600	387, 900	429, 500	
147	329, 000	388, 300	429, 900	
148	329, 400	388, 700	430, 200	
149	329, 800	389, 100	430, 600	
150	330, 200	389, 500		
151	330, 600	389, 900		
152	331, 000	390, 300		
153	331, 400	390, 700		
154	331, 800	391, 100		
155	332, 200	391, 500		
156	332, 600	391, 900		
157	333, 000	392, 200		
158	333, 400	392, 600		
159	333, 800	393, 000		
160	334, 200	393, 400		

	161	334,500	393,700				
	162	334,900	394,100				
	163	335,300	394,500				
	164	335,700	394,900				
	165	336,000	395,200				
	166	336,400	395,600				
	167	336,800	396,000				
	168	337,200	396,400				
	169	337,500	396,700				
	170		397,100				
	171		397,500				
	172		397,900				
	173		398,200				
	174		398,600				
	175		399,000				
	176		399,400				
	177		399,700				
再任用職員		223,200	262,300	281,000	299,300	330,100	398,800

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項中「百分の十八」を「百分の二十」に改める。

第十四条の二第二項中「二万三千元」を「三万円」に、「四万五千元」を「七万円」に改める。

第二十一条の二第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第十一条の二の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第二十一条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千元を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、この額に百分の百五十を乗じて得た額）

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千元を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額

第二十四条第二項の表中「五級である」を「四級である」に改める。

第二十四条の四第二項中「、第十三条の三及び第十四条の二」を「及び第十三条の三」に改め、同条第三項中「五級である」を「四級である」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第7条関係)

教育職給料表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,300	178,400	242,700	266,800	330,200	376,200
	2	147,800	180,500	244,900	269,100	332,700	378,600
	3	149,300	182,700	247,100	271,400	335,200	381,000
	4	150,800	184,900	249,300	273,700	337,700	383,300
	5	152,300	187,100	251,500	276,000	340,200	385,600
	6	154,000	189,300	253,800	278,300	342,600	387,900
	7	155,700	191,500	256,100	280,600	345,000	390,200
	8	157,500	193,700	258,400	282,900	347,400	392,400
	9	159,300	195,900	260,700	285,300	349,700	394,600
	10	161,100	198,100	263,000	287,700	352,000	396,800
	11	163,000	200,200	265,300	290,100	354,300	399,000
	12	165,000	202,400	267,600	292,500	356,600	401,100
	13	167,000	204,700	269,900	295,000	358,900	403,200
	14	169,100	206,900	272,200	297,500	361,200	405,300
	15	171,300	209,100	274,500	300,000	363,500	407,400
	16	173,500	211,300	276,800	302,500	365,800	409,500
	17	175,800	213,600	279,100	305,000	368,000	411,600
	18	178,200	216,000	281,500	307,400	370,200	413,700
	19	180,700	218,300	284,000	309,800	372,400	415,800
	20	183,200	220,600	286,400	312,100	374,600	417,900
	21	185,600	222,800	288,800	314,400	376,700	420,000
	22	186,900	225,000	291,200	316,700	378,800	422,100
	23	188,200	227,100	293,500	319,100	380,900	424,100
	24	189,600	229,300	295,800	321,500	383,000	426,100
	25	191,000	231,500	298,100	323,800	385,100	428,100
	26	192,400	233,700	300,500	326,100	387,200	430,100
	27	193,800	235,900	302,900	328,500	389,200	432,100
	28	195,200	238,000	305,200	330,900	391,200	434,100
	29	196,600	240,100	307,400	333,200	393,200	436,100
	30	198,000	242,200	309,600	335,500	395,200	438,100
	31	199,400	244,300	311,800	337,700	397,200	440,100
	32	200,900	246,500	314,000	340,000	399,200	442,100
	33	202,400	248,700	316,100	342,300	401,200	444,000
	34	203,900	250,900	318,200	344,500	403,200	445,900
	35	205,400	253,100	320,400	346,800	405,200	447,800
	36	206,900	255,200	322,600	349,000	407,100	449,700
	37	208,400	257,300	324,700	351,300	409,000	451,600
	38	209,900	259,400	326,800	353,600	410,900	453,400
	39	211,400	261,500	329,000	355,800	412,800	455,200
	40	212,900	263,700	331,200	358,000	414,700	457,000
	41	214,500	265,800	333,300	360,100	416,600	458,800
	42	216,200	268,000	335,500	362,100	418,500	460,500
	43	218,000	270,100	337,600	364,200	420,400	462,200
	44	219,800	272,200	339,700	366,200	422,300	463,900
	45	221,500	274,300	341,800	368,300	424,200	465,600
	46	223,100	276,400	343,900	370,400	426,000	467,200
	47	224,700	278,500	346,000	372,400	427,800	468,900
48	226,300	280,600	348,100	374,400	429,600	470,600	

49	227,900	282,700	350,100	376,300	431,400	472,300
50	229,500	284,800	352,100	378,300	433,100	474,000
51	231,100	286,900	354,100	380,300	434,800	475,700
52	232,700	289,000	356,100	382,200	436,500	477,300
53	234,300	291,100	358,000	384,200	438,100	478,900
54	235,900	293,200	359,900	386,100	439,700	480,600
55	237,500	295,300	361,900	387,900	441,300	482,200
56	239,100	297,400	363,800	389,800	442,900	483,700
57	240,600	299,500	365,700	391,700	444,400	485,100
58	242,100	301,500	367,500	393,500	445,900	486,300
59	243,600	303,500	369,300	395,200	447,400	487,500
60	245,100	305,500	371,100	396,900	448,900	488,600
61	246,500	307,500	372,800	398,500	450,300	489,700
62	247,900	309,500	374,400	400,100	451,600	490,700
63	249,300	311,500	376,000	401,800	452,800	491,600
64	250,700	313,500	377,500	403,500	453,900	492,400
65	252,100	315,400	378,900	405,100	454,900	493,200
66	253,600	317,300	380,300	406,600	455,900	494,000
67	255,000	319,200	381,700	408,200	456,800	494,700
68	256,400	321,100	383,000	409,700	457,700	495,400
69	257,700	322,900	384,200	411,100	458,600	496,000
70	259,100	324,700	385,500	412,400	459,500	496,600
71	260,500	326,400	386,700	413,800	460,300	497,200
72	261,900	328,100	387,900	415,200	461,000	497,800
73	263,200	329,800	389,000	416,500	461,700	498,400
74	264,600	331,500	390,000	417,700	462,300	498,900
75	265,900	333,200	391,000	419,000	462,900	499,400
76	267,200	334,900	392,000	420,200	463,400	499,900
77	268,500	336,500	392,900	421,300	463,900	500,400
78	269,900	338,100	393,700	422,300	464,400	500,900
79	271,200	339,700	394,400	423,400	464,900	501,400
80	272,500	341,200	395,100	424,400	465,400	501,900
81	273,800	342,700	395,800	425,400	465,900	502,400
82	275,000	344,100	396,400	426,300	466,400	502,900
83	276,300	345,500	396,900	427,200	466,900	503,400
84	277,500	346,900	397,300	428,000	467,400	503,900
85	278,800	348,200	397,600	428,700	467,900	504,400
86	280,000	349,400	398,000	429,200	468,400	
87	281,200	350,500	398,400	429,600	468,900	
88	282,400	351,600	398,800	430,000	469,400	
89	283,600	352,600	399,200	430,400	469,900	
90	284,800	353,600	399,600	430,900	470,400	
91	286,000	354,500	400,000	431,300	470,900	
92	287,100	355,400	400,400	431,700	471,400	
93	288,200	356,200	400,800	432,000	471,900	
94	289,300	356,900	401,200	432,400	472,400	
95	290,400	357,600	401,600	432,800	472,900	
96	291,500	358,300	402,000	433,200	473,400	
97	292,600	359,000	402,400	433,600	473,900	
98	293,700	359,700	402,800	434,000	474,400	
99	294,700	360,300	403,200	434,400	474,900	
100	295,700	360,800	403,600	434,800	475,400	
101	296,700	361,300	404,000	435,200	475,900	
102	297,700	361,900	404,400	435,600		
103	298,700	362,500	404,800	436,000		
104	299,700	363,000	405,200	436,400		

105	300,600	363,500	405,600	436,800
106	301,500	363,900	406,000	437,200
107	302,300	364,300	406,400	437,600
108	303,100	364,700	406,800	438,000
109	303,900	365,100	407,100	438,400
110	304,600	365,500	407,500	438,800
111	305,300	365,800	407,800	439,200
112	306,000	366,100	408,200	439,600
113	306,600	366,400	408,600	440,000
114	307,100	366,800	409,000	440,400
115	307,600	367,100	409,400	440,800
116	308,100	367,400	409,800	441,200
117	308,600	367,700	410,100	441,600
118	309,100	368,100	410,500	442,000
119	309,600	368,400	410,800	442,400
120	310,100	368,700	411,200	442,800
121	310,500	369,000	411,600	443,200
122	310,900	369,400	412,000	443,600
123	311,300	369,700	412,300	444,000
124	311,700	370,000	412,700	444,400
125	312,100	370,300	413,100	444,800
126	312,500	370,700	413,500	445,200
127	312,800	371,000	413,900	445,600
128	313,100	371,300	414,300	446,000
129	313,400	371,600	414,600	446,400
130	313,800	372,000	415,000	446,800
131	314,100	372,300	415,400	447,200
132	314,400	372,600	415,800	447,600
133	314,700	372,900	416,100	448,000
134	315,000	373,300	416,500	
135	315,400	373,600	416,900	
136	315,700	373,900	417,300	
137	316,000	374,200	417,600	
138	316,400	374,600	418,000	
139	316,700	374,900	418,400	
140	317,000	375,200	418,700	
141	317,300	375,500	419,000	
142	317,700	375,800	419,400	
143	318,000	376,100	419,800	
144	318,300	376,400	420,100	
145	318,600	376,700	420,400	
146	319,000	377,000	420,800	
147	319,300	377,300	421,200	
148	319,600	377,600	421,500	
149	319,900	377,900	421,800	
150	320,300	378,200		
151	320,600	378,500		
152	320,900	378,800		
153	321,200	379,100		
154	321,500	379,400		
155	321,800	379,700		
156	322,100	380,000		
157	322,400	380,300		
158	322,700	380,600		
159	323,000	380,900		
160	323,300	381,200		

	161	323,600	381,500				
	162	323,900	381,800				
	163	324,200	382,100				
	164	324,500	382,400				
	165	324,800	382,700				
	166	325,100	383,000				
	167	325,400	383,300				
	168	325,700	383,600				
	169	326,000	383,900				
	170		384,200				
	171		384,500				
	172		384,800				
	173		385,100				
	174		385,400				
	175		385,700				
	176		386,000				
	177		386,300				
再任用職員		219,400	257,800	276,200	294,200	324,500	392,000

別表第三を次のように改める。

別表第三(第14条関係)

職員の区分 自転車等の片道の使用距離の区分	1 2及び3以外の職員	2 通勤不便な勤務庁に勤務する職員で人事委員会が定める事由に該当するもの	3 身体に障害を有する職員で人事委員会が定めるところにより通勤が困難であると認められるもの
5キロメートル未満	円 2,600	円 3,900	円 4,500
5キロメートル以上10キロメートル未満	3,000	5,300	6,200
10キロメートル以上15キロメートル未満	5,000	8,100	9,600
15キロメートル以上20キロメートル未満	7,000	10,900	13,000
20キロメートル以上25キロメートル未満	9,000	13,700	16,400
25キロメートル以上30キロメートル未満	11,000	16,400	19,800
30キロメートル以上35キロメートル未満	11,000	17,700	23,200
35キロメートル以上40キロメートル未満	13,000	20,100	26,600
40キロメートル以上45キロメートル未満	13,000	22,500	30,000
45キロメートル以上50キロメートル未満	14,000	24,300	31,800
50キロメートル以上55キロメートル未満	14,000	26,100	33,600
55キロメートル以上60キロメートル未満	15,000	27,900	35,400
60キロメートル以上	15,000	29,700	37,200

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条から第七条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例（以下「第一条による改正後の条例」という。）の規定（第二十四条の二の規定を除く。）は平成二十六年四月一日から、第一条による改正後の条例第二十四条の二及び附則第十条の規定は同年十二月一日から適用する。

（特定の職務の級の切替え）

第三条 第二条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例（以下「第二条による改正後の条例」という。）第七条第一項第三号の事務職員給料表、同項第四号イの技術職員給料表(一)、同号ハの技術職員給料表(三)及び同号ニの技術職員給料表(四)の適用について、平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一の旧級欄に掲げる職務の級である職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

第四条 旧級が附則別表第一の旧級欄に掲げる職務の級である職員（旧級が三級及び四級である職員（以下「特定職員」という。）を除く。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）と同一とする。

2 特定職員（次項に規定する特定職員を除く。）の新号給は、切替日の前日に適用されていた給料表における旧級及び旧号給を附則別表第二に定める同一の給料表における同一の職務の級及び号給に切り替え、その切替後の給料表における職務の級及び号給（以下「附則別表第二切替後の級及び号給」という。）に応じて、附則別表第三に定める号給とする。

3 特定職員のうち、旧級が三級であって、学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十年東京都教育委員会規則第四十四号）附則第

三項の規定によりなお従前の例によるとされたものの新号給は、附則別表第二切替後の級及び号給に応じて附則別表第四に定める号給とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第五条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち切替日以降にその者の受ける給料月額が附則別表第二切替後の級及び号給の給料月額に達しないこととなる特定職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）その他教育委員会が東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち旧級が四級である再任用職員であって、切替日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日に適用されていた給料表と同一の附則別表第二の給料表の再任用職員欄に掲げる給料月額のうち職務の級が四級に応じた給料月額に達しないこととなる再任用職員（教育委員会が人事委員会と協議して定める職員を除く。）には、平成二十八年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を、それぞれ給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（前項に規定する特定職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第六条 前条の規定による給料を支給される特定職員又は職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。）をしている場合の前条の規定による差額に相当する額は、同条の規定にかかわ

らず、第二条による改正後の条例第八条の二第二項の規定の適用前の給料月額と前条の規定による差額に相当する額との合計額に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第四十五号)第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額から第二条による改正後の条例第八条の二第二項の規定による給料月額を減じた額とする。

第七条 前二条の規定による給料を支給される特定職員又は職員に関する第二条による改正後の条例第十五条の三第二項の規定の適用については、「給料月額」とあるのは、「給料月額と学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年東京都条例第三百三十五号)附則第五条又は第六条の規定による差額に相当する額との合計額」とする。

(平成二十六年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整)

第八条 平成二十六年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した場合の号給は、第一条の規定による改正前の学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(この条例の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間における異動者等の号給の調整)

第九条 この条例の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の場合適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(勤勉手当に関する特例措置)

第十条 平成二十六年十二月に支給する勤勉手当に係る第一条による改正後の条例第二

十四条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の八十」とあるのは「百分の九十二・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の百十二・五」と、同項第二号中「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」と、「百分の四十七・五」とあるのは「百分の五十二・五」とする。

(給与の内払)

第十一条 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて平成二十六年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

## 附則別表第一（附則第3条関係）

## 職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
事務職員給料表 技術職員給料表（一）	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
技術職員給料表（三）	3級	3級
	4級	
	5級	4級
技術職員給料表（四）	3級	3級
	4級	
	5級	4級

附則別表第二(附則第4条関係)

イ 事務職員給料表及び技術職員給料表(一)

職員の区分	職務の級		3級	給料月額	円	職員の区分	職務の級		3級	給料月額	円	職員の区分	職務の級		3級	給料月額	円			
	号	給					号	給					号	給				号	給	
再任用職員以外の職員	1		221,400			再任用職員以外の職員	37		295,500			再任用職員以外の職員	73		366,600					
	2		223,300				38		297,600				74		367,900			109		391,900
	3		225,200				39		299,800				75		369,100			110		392,400
	4		227,100				40		302,000				76		370,300			111		392,900
	5		229,000				41		304,300				77		371,400			112		393,300
	6		230,900				42		306,600				78		372,200			113		393,800
	7		232,800				43		309,000				79		373,100			114		394,200
	8		234,800				44		311,300				80		374,000			115		394,700
	9		236,800				45		313,600				81		374,900			116		395,100
	10		238,700				46		315,700				82		375,800			117		395,500
	11		240,600				47		317,900				83		376,600			118		396,000
	12		242,600				48		320,000				84		377,400			119		396,400
	13		244,600				49		322,000				85		378,300			120		396,800
	14		246,600				50		324,100				86		379,200			121		397,200
	15		248,600				51		326,200				87		380,000			122		397,600
	16		250,600				52		328,300				88		380,800			123		398,100
	17		252,700				53		330,400				89		381,600			124		398,500
	18		254,800				54		332,500				90		382,100			125		398,900
	19		256,800				55		334,600				91		382,600			126		399,300
	20		258,900				56		336,700				92		383,200			127		399,700
	21		261,000				57		338,700				93		383,800			128		400,200
	22		263,000				58		340,800				94		384,400			129		400,600
	23		265,100				59		342,800				95		384,900			130		401,100
	24		267,300				60		344,800				96		385,400			131		401,500
	25		269,400				61		346,800				97		385,900			132		401,900
	26		271,500				62		348,700				98		386,400			133		402,300
	27		273,600				63		350,700				99		387,000			134		402,700
	28		275,800				64		352,600				100		387,500			135		403,100
	29		278,000				65		354,400				101		387,900			136		403,500
	30		280,200				66		356,200				102		388,400			137		403,900
	31		282,300				67		358,100				103		389,000			138		404,300
	32		284,500				68		359,900				104		389,500			139		404,700
	33		286,700				69		361,700				105		389,900			140		405,100
	34		288,900				70		363,000				106		390,400			141		405,500
	35		291,100				71		364,300				107		390,900					
	36		293,300				72		365,400				108		391,400			再任用職員		264,100

職員の区分	職務の級		職員の区分	職務の級		職員の区分	職務の級		職員の区分	職務の級	
	号	給		号	給		号	給		号	給
再任用職員以外の職員		4 級		4 級		4 級		4 級		4 級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		円		円		円		円		円	
		1	254,400	37	335,500	73	397,800	109	416,200		
		2	256,400	38	337,800	74	398,500	110	416,700		
		3	258,500	39	340,000	75	399,200	111	417,100		
		4	260,600	40	342,200	76	400,000	112	417,500		
		5	262,700	41	344,400	77	400,700	113	417,900		
		6	264,800	42	346,600	78	401,300	114	418,400		
		7	266,900	43	348,800	79	401,900	115	418,800		
		8	269,100	44	351,000	80	402,500	116	419,200		
		9	271,300	45	353,200	81	403,100	117	419,600		
		10	273,400	46	355,400	82	403,700	118	420,000		
		11	275,500	47	357,600	83	404,200	119	420,400		
		12	277,700	48	359,700	84	404,600	120	420,800		
		13	279,900	49	361,900	85	405,100	121	421,300		
		14	282,200	50	364,000	86	405,600	122	421,700		
		15	284,400	51	366,100	87	406,100	123	422,100		
		16	286,600	52	368,300	88	406,600	124	422,500		
		17	288,800	53	370,400	89	407,100	125	422,900		
		18	291,100	54	372,400	90	407,700				
		19	293,300	55	374,300	91	408,200	再任用職員	281,400		
		20	295,500	56	376,300	92	408,700				
		21	297,700	57	378,300	93	409,100				
		22	300,000	58	379,800	94	409,600				
		23	302,400	59	381,200	95	410,200				
		24	304,700	60	382,500	96	410,700				
		25	307,000	61	383,800	97	411,100				
		26	309,300	62	385,200	98	411,500				
		27	311,700	63	386,600	99	412,000				
		28	314,000	64	387,900	100	412,400				
		29	316,300	65	389,100	101	412,800				
		30	318,700	66	390,400	102	413,300				
		31	321,000	67	391,600	103	413,700				
		32	323,400	68	392,700	104	414,100				
		33	325,700	69	393,700	105	414,500				
	34	328,300	70	394,800	106	414,900					
	35	330,800	71	395,800	107	415,300					
	36	333,200	72	396,800	108	415,800					

ロ 技術職員給料表(三)

職員の区分	職務の級	3 級	職員の区分	職務の級	3 級	職員の区分	職務の級	3 級	職員の区分	職務の級	3 級
	号 給	給料月額		号 給	給料月額		号 給	給料月額		号 給	給料月額
再任用職員以外の職員		円	再任用職員以外の職員		円	再任用職員以外の職員		円	再任用職員以外の職員		円
	1	221,700		37	295,600		73	366,600		109	391,900
	2	223,600		38	297,700		74	367,900		110	392,400
	3	225,500		39	299,800		75	369,100		111	392,900
	4	227,400		40	302,000		76	370,300		112	393,200
	5	229,300		41	304,300		77	371,400		113	393,700
	6	231,300		42	306,600		78	372,200		114	394,100
	7	233,300		43	309,000		79	373,100		115	394,600
	8	235,200		44	311,300		80	374,000		116	395,000
	9	237,100		45	313,600		81	374,900		117	395,400
	10	239,000		46	315,700		82	375,800		118	395,900
	11	241,000		47	317,900		83	376,600		119	396,300
	12	243,000		48	320,000		84	377,400		120	396,700
	13	245,000		49	322,000		85	378,300		121	397,100
	14	247,000		50	324,100		86	379,200		122	397,500
	15	249,000		51	326,200		87	380,000		123	398,000
	16	251,000		52	328,300		88	380,800		124	398,400
	17	253,000		53	330,400		89	381,600		125	398,800
	18	255,100		54	332,500		90	382,100		126	399,200
	19	257,100		55	334,600		91	382,600		127	399,600
	20	259,200		56	336,700		92	383,200		128	400,000
	21	261,200		57	338,700		93	383,800		129	400,400
	22	263,300		58	340,800		94	384,400		130	400,800
	23	265,300		59	342,800		95	384,900		131	401,200
	24	267,400		60	344,800		96	385,400		132	401,600
	25	269,600		61	346,800		97	385,900		133	402,000
	26	271,800		62	348,700		98	386,400			
	27	273,900		63	350,700		99	387,000		再任用職員	264,500
	28	276,000		64	352,600		100	387,500			
	29	278,200		65	354,400		101	387,900			
	30	280,400		66	356,200		102	388,400			
	31	282,500		67	358,100		103	389,000			
	32	284,700		68	359,900		104	389,500			
	33	286,900		69	361,700		105	389,900			
	34	289,000		70	363,000		106	390,400			
	35	291,200		71	364,300		107	390,900			
36	293,400	72	365,400	108	391,400						